

●●●●●● 故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！ ●●●●●●

群馬弁護団ニュース No19

弁護団HP 原子力損害賠償群馬弁護団 検索 クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団 (団長) 鈴木克昌
 【連絡先】〒371-0844
 前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303
 新前橋法律事務所内
 [TEL] 027-251-7871 [FAX] 027-251-7989

福島第一原発事故から5年、東電・国の責任を問う裁判全国に広がる 21 弁護団 原告8262人に！

今年も結審に向けた重要な年に！ 弁護団長代行 石原栄一

本年3月11日で東日本大震災から5年が経ちました。大震災に襲われた地域の皆様が必死に「地域の再生」めざして日夜奮闘されている姿に、心から敬意を表したいと思います。この間、インフラの「復旧」は徐々に進んでいるものの「地域復興」には程遠いのが現状です。原発事故の被害と併せて被害者支援・救援の力を緩めてはならないことを痛切に感じます。

特に、福島第一原発の事故は、事故を発生させた原発の中がどのようになっているのかも分からない状態で、未だに原因が十分に解明されておらず、汚染水問題など解決しなければならない課題も山積みです。他方で、国の姿勢は、住民を帰還させることに懸命で、昨年7月、「2017年3月までに帰還困難区域以外の区域に対する避難指示を解除し、東京電力の賠償も早期に終了させる」ことを決めてしまいました。

福島から群馬県に避難されている方は1,069人(4月末時点)に上ります。多くの方が慣れない群馬の地で、「あの事故さえなければ、当たり前普通の生活を送っていたのに」という悔しい思いを抱きながら日々生活しております。加えて賠償は不十分のままです。このような中で、原告の方々は、被害者の気持ちを代弁し、「事故を風化させてはならない」という気持ちを抱きながら今回の裁判に訴えたことと思います。

さて、前橋地裁での審理は、全国の裁判所で提起されている原発訴訟のなかでも比較的順調に審理が進められている裁判のひとつです。この1年、争点をめぐる主張及び立証の活動は相当程度進行し、今後予定されている専門家佐竹健治氏の証人尋問は書面により行われることになりました。現在、原告本人尋問の成果を書面にまとめる作業が進められており、確実に結審に向けた訴訟進行となっていると理解されます。

群馬弁護団では、鈴木克昌団長が昨年4月からの日弁連副会長の任を終え、この4月から弁護団に復帰して来られました。この間、小職が団長代行という重責を担いましたが、1年間なんとか務めることができました。これは、ひとえに原告の皆様、支援者の皆様、弁護団の各位に支えられたお陰です。この場をお借りして深く感謝申し上げます。今後とも、弁護団の活動にご理解とご協力をお願い致します。

■広島地裁
 ■原告：28名
 ■福島原発ひろしま訴訟
 避難者弁護団

■岡山地裁
 ■原告：96名
 ■岡山原発被災者支援
 弁護団

■神戸地裁
 ■原告：83名
 ■兵庫原発被災者
 支援弁護団

■福岡地裁
 ■原告：31名
 ■原発事故被害者弁護団福岡

■松山地裁
 ■原告：12名
 ■弁護団は結成しない

■大阪地裁
 ■原告：225名
 ■原発事故被災者支援
 関西弁護団

■京都地裁
 ■原告：144名
 ■東日本大震災による
 被災者支援京都弁護団

■前橋地裁
 ■原告：137名
 ■原子力損害賠償
 群馬弁護団

■名古屋地裁
 ■原告：114名
 ■福島原発事故損害賠償
 愛知弁護団

■札幌地裁
 ■原告：250名
 ■原発事故被災者支援
 北海道弁護団

■山形地裁
 ■原告：431名
 ■原発被害救済山形弁護団

■仙台地裁
 ■原告：79名
 ■みやぎ原発損害賠償
 弁護団

■福島地裁
 ■原告：2,905名
 ■「なりわいを返せ・
 地域を返せ！」
 福島原発事故被害弁護団

■福島地裁
 (相馬支部より回付)
 ■原告：23名
 ■鹿島区訴訟

■福島地裁いわき支部(2件)
 ■原告：476名
 ■福島原発被害弁護団
 (通称「浜通り弁護団」)
 ■原告：1,577名
 ■原発事故被害いわき市民訴訟

■さいたま地裁
 ■原告：46名
 ■原発被害救済弁護団
 (埼玉)

■千葉地裁
 ■原告：47名
 ■原発被害救済
 千葉県弁護団

■東京地裁(3件)
 ■原告：282名
 ■福島原発被害
 首都圏弁護団
 ■原告：47名
 ■阿武隈会訴訟
 ■原告：344名
 ■“小高に生きる!”
 原発被害弁護団

■横浜地裁
 ■原告：174名
 ■福島原発被害者支援
 かながわ弁護団



石原団長代行

【出典】福島原発事故賠償の研究(日本評論社)より
 <2015.1.25に集約したデータ>

《日弁連副会長の任期が終了し、群馬に戻って来ました》

(群馬弁護士会会長) 鈴木 克昌



私は、昨年4月、日本弁護士連合会(日弁連)副会長に就任し、本年3月までの1年間、もっぱら東京・霞が関の弁護士会館で、執務をしておりました。

日弁連では、大規模災害被災者の二重ローン軽減のための金融ガイドラインの策定など、全国の災害対策や原発事故被害者救済を始めとした活動に従事してまいりました。

この間、群馬訴訟の進行状況についてはできる限りフォローしていましたが、法廷への出席や弁護士会議への参加はできま

せんでした。しかし、石原栄一団長代行や関夕三郎事務局長をはじめ、弁護士メンバーがしっかりと対応していたので、安心して日弁連の課題にとりくむことができました。

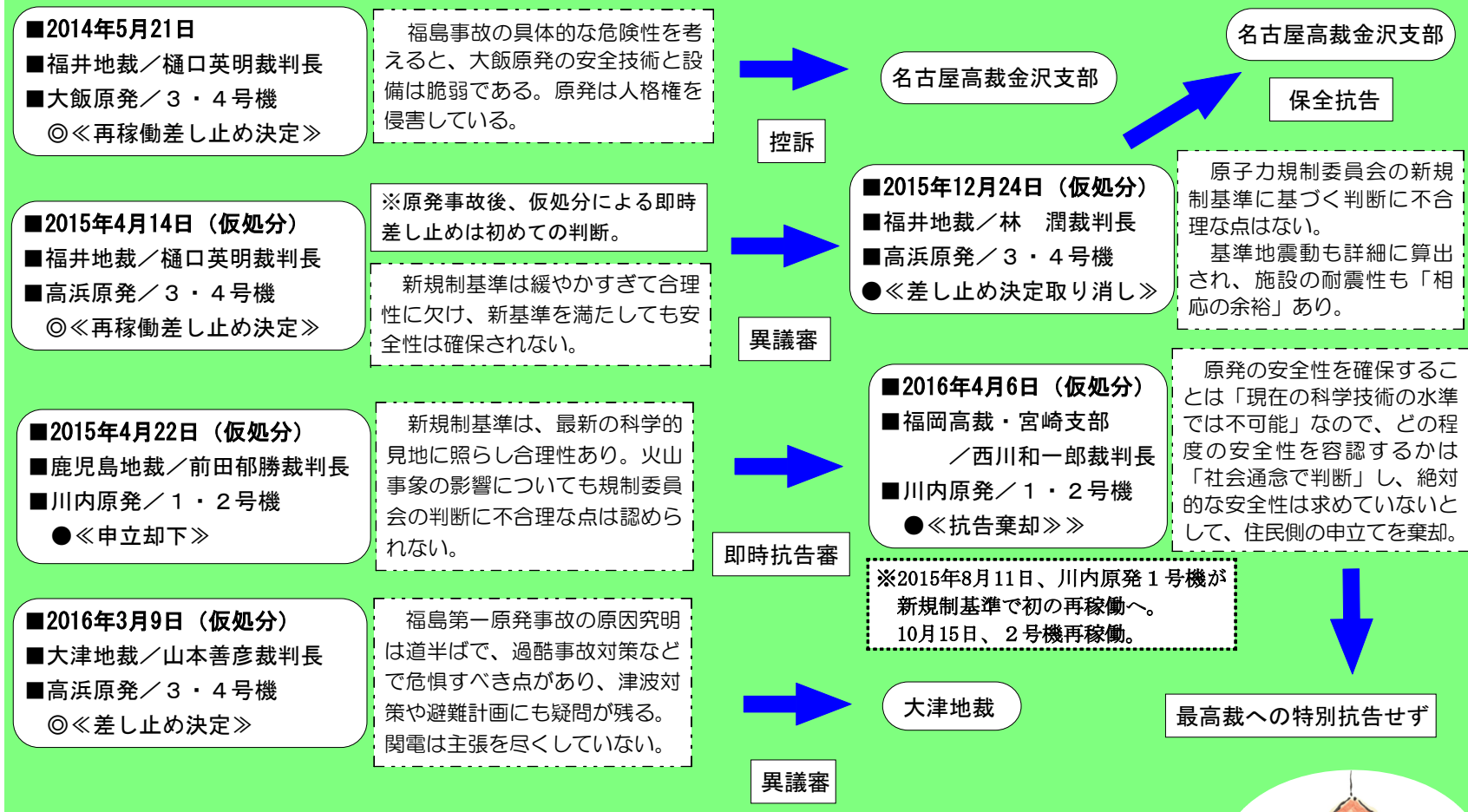
また、原告本人尋問のとりくみなど、原告の方々の奮闘ぶりにも頭が下がる思いでいました。

皆様にはご迷惑をおかけしましたが、任期を終了し、本年4月から、群馬弁護団の活動に復帰いたしました。今後は、日弁連での災害対策の経験も生かして、とりくみたいと思います。

現在、訴訟は、結審を控えて重要な局面を迎えています。原告、支援の方々をはじめ、皆様の叡知を結集していただき、よい判決を獲得する決意です。

よろしくお願ひ申し上げます。

「原発裁判をめぐる判決の状況を知りたい」との声が寄せられました。福島第一原発事故後に出された判決を整理してみました。



《原発をめぐる主な新聞報道(2月~4月まで)》

- 2月4日 環境省が放射性物質濃度が基準を下回れば指定解除して、自治体が処分できるようにする方針示す。国が集めて処分するという従来の方針を転換。
- 2月12日 関電、美浜原発1・2号機(福井県)の廃炉計画の認可を原子力規制委員会に申請。
同日 原子力規制委員会は、柏崎刈羽原発6・7号機、防潮堤の下を通る断層が「活断層ではない」とする東電の調査を了承。
- 2月18日 京都地裁、自主避難している夫婦に対して賠償を命じる判決。
- 2月29日 東電元会長ら旧経営陣3人を強制起訴へ。原発事故の刑事責任が初めて法廷で争われることに。
同日 26日に再稼働したばかりの高浜原発4号機が、発電と送電を始める作業で緊急停止。原因は変圧器の保護機器に過電流。
- 3月9日 大津地裁、高浜原発3・4号機の再稼働差し止めを求める仮処分で、運転停止を命じる決定を出す。
同日 仮置き場の除染土が1040万袋に急増していることが、環境省・福島県の調査で判明。最終処分の目途立たず。
- 3月11日 福島第一原発事故から5年。いまだ原子炉建屋に近づけず、廃炉険しき実態が報道される。
- 3月25日 四国電力、伊方原発1号機(来年で運転40年)を5月に廃炉する方針を経産省に届け出る。
- 3月30日 原子力規制委員会、福島第一原発の凍土壁の段階的運用計画を、効果について疑問視しながら認可へ。
- 4月6日 福岡高裁宮崎支部、川内原発1・2号機運転差し止め仮処分申し立ての即時抗告審で、申立て棄却の決定。
- 4月14日 運転開始から40年が過ぎた高浜原発1・2号機の廃炉を求め、14都道府県の住民76人が国を相手に名古屋地裁に提訴。
- 4月20日 原子力規制委員会、40年を超える運転延長を申請している関電・高浜原発1・2号機の設置変更申請を許可する。
- 4月27日 東京地裁、福島第一原発事故で避難中に適切な医療行為を受けられずに死亡した入院患者2人に賠償命令の判決。
同日 原子力規制委員会、北電・志賀1号機(石川県)の下にある断層を「活断層」と認定する有識者会合の報告を受理。



【次回裁判のお知らせ】

■6月24日(金) 10時開廷/前橋地裁21号法廷

■裁判の内容:これまで裁判所に提出された書面・証拠の確認。裁判所の求釈明に対する進行状況、今後の進行について 他

